秋田家庭裁判所委員会第2回議事概要

1 開催日時

平成16年2月17日(火)午後1時30分~午後3時30分

2 場所

秋田家庭裁判所大会議室

- 3 出席者
 - (委員) 平谷正弘[委員長],鎌田恵子,佐藤順子,柴田一宏,田村 眞中村雄一,原田 健,山本 修(敬称略)

(庶務) 近藤事務局長,大田首席調査官,武田首席書記官,渡邉総務課長

4 議事

- (1) 開会の言葉 (総務課長)
- (2) 所長兼委員長あいさつ
- (3) ビデオ視聴「少年審判~少年の健全な育成のために~」
- 5 意見交換(□:委員長,■:委員,○庶務) ビデオ視聴後の委員からの感想や意見は次のとおり
 - ビデオでは、両親が事件を前向きにとらえて、状況を受け入れる場面がある、 これは健康的な家庭であり、立ち直りの期間も短く思われたが、実際は様々な 形態の家族がある中で、子供の受け入れ、立直る期間等いろいろ難しい例もあ るのではないか。
 - 被害者の親の話を聞く場面があるが、本当はもっと少ないのではないかと思えた。裁判官が少年にいくら教え諭しても、被害者やその親の気持ちを少年が本当に分かることはあるのか。少年審判の場において、少年自身が、被害者やその親の気持ちをどう感じているのかをどのようにしてとらえているのか。
 - 試験観察というプロセスの中で、その期間や人的対応が適切であって欲しいと思った。

- ビデオでは試験観察期間が4か月だったが、実際にはケースバイケースでいるいるある。また、試験観察というのは全件について行うわけではない。個々の少年について、保護観察にうまく移行できるだろうという見通しを付けて行う場合、約3、4か月で保護観察に移行できている。
- 家庭の安定性についてだが、少年事件のうち「不処分・審判不開始」で終わる事件が約65パーセントであり、その少年の家庭の多くはしっかりしているケースである。実際には保護処分としなくても、少年の家庭における指導で十分立ち直れるというケースである。しかし、身柄事件、あるいは保護処分を受けるケースというのは、このビデオのように、家庭がしっかりしている場合は必ずしも多くない。むしろ、教育機能の乏しい家庭が多いというのが実情である。
- 被害者の話す声を聞く場が少ないのではないかとの意見であるが、裁判所としては、被害者のある少年犯罪については、なるべく被害者の意見が反映するように、調査及び審判を行っている。先ほどのビデオにもあったように、申出があればなるべく意見陳述という形で意見を聞く機会を設けている。被害弁償についても、家裁調査官が調査する段階で弁償すべきことを働きかけている。
- 親子関係で見ると、貧困及び欠損家庭の比率が少年事件の中で増えているかというと、統計上は逆に減っている。しかし、家庭の持つ教育機能の低下による精神的な部分での欠損あるいは貧困が非行少年の家庭に多く見られると感じている。
- □ 全国的に見ると、秋田の家庭はまだ維持されていると聞いたことがあるがい かがか。
- 確かに秋田は家族というものが形の上で守られているケースが比較的多いのかなという印象はある。一般的に事件を起こす被疑者あるいは少年は、家庭に大きな問題を抱えている人が多い。事件の表面に直接現れないが、理由や原因を突き止めていくと、やはり教育機能の乏しい家庭が多いのかなと思う。

■ 質問がある。第1は警察から送られた証拠はどこでチェックされるのか、 第2は少年の保護を重視するのであれば、審判は早い方がよい。警察から家 裁に送致され、家裁から呼ばれるまですごく時間がかかると聞いている。子供 のことを考えるとその背景にあるものを考えていくべきであるが、長く時間を かければよいということでもない。

第3は少年審判は非公開で行われているが、少ない人数で少年の将来が決まるということは、ある意味ではとても怖い。

第4は被害者のことを裁判所はそんなに思っていないのではないか。

第5は記録を開示しているというけれど、全部開示しているのか。

第6は被害者と加害者が直接会う機会はないので、少年が被害者の痛みをどれだけ分かっているのか不明である。審判結果に反映させる方法として、双方を引き合わせる機会はないのか。また、例えば賠償制度なども、少年の場合は欠けてくるのではないかと思うし、被害者の視点を相当入れていかないと少年審判の場合は大きな問題になると思う。

第7は調査官の役割は、相当大きいということがよく分かったが、調査官が 裁判官に対し、どの程度意見を述べる余地があるのか。また、議論ができるの か。調査官が少年若しくは家族にあれだけ接しているのであれば、調査官の存 在は相当大きいし、調査官の中には心理学の専門家もいるので、どの程度裁判 官に対し意見を言えるかどうか気になった。

■ 証拠のチェックであるが、証拠についてのチェックを法的調査という。また、要保護性といって、少年が再非行を起こさないために何をしたらいいかを調査することを社会調査という。この法的調査は裁判所で受理したらすぐ裁判官が行う。法的調査に基づいて、非行事実が存在する蓋然性があると心証を得た段階で、初めて調査官に対し、社会調査を命じる調査命令を出す。もちろん、否認事件の場合は、最初の法的調査だけではなく、その少年の弁解の内容に応じて審判を開き、証拠調べをして非行事実が存在する蓋然性についての心証形成

を行い、その後調査命令を出すという形でチェックしている。だから社会調査が行われるというのは、非行事実が存在する蓋然性について、裁判官が心証を得たことが前提になるわけである。ビデオは自白事件であり少年は争っていないし、かつ、受理した直後の法的調査で、裁判官が非行事実の存在について問題ないという心証を得て、調査命令を出して社会調査に移行したというケースである。その経過が時間の制約もあって飛ばしているので分かりにくかったと思うが、ちゃんと証拠のチェックは行っている。

- 少年に対する審判は早い方がいい、タイムラグがあるのではないかという意見については、裁判所だけの責任ではなく、警察や検察庁からの送致にタイムラグがあるのも事実である。警察や検察庁も少ない人数でやり繰りしている。犯罪事実の確認には少年事件だけでなく成人事件においても慎重にならざる得ないため、どうしても事件発生から裁判所に送致されるまで時間がかかるのではないか。もちろん裁判所の中でも法的チェックをするので、どうしても社会調査に着手するまで多少のタイムラグが生じることになる。事案の中には時間が経ちすぎて今頃呼ばれても、というような印象を持たれる時期に、初めて裁判所の調査が始まるケースがある。このことについては関係機関と連絡を取って今後努力していきたい。
- 付添人が付かないことを問題視すべきであるということだが、先ほどの説明でもあったが、65パーセントが不処分、不開始で終わっている。問題は事実関係に争いのある事件、あるいは少年院送致のように、強度の保護処分がなされる事件である。そういう事件に、付添人が付かないのが問題だということの指摘であると思う。確かに身柄事件で、少年院送致を受ける事件でも、付添人が付いている事件は少ないというのが実情である。しかし、裁判所としては少年の悪い面を見るだけではなくて、ビデオでもお分かりのように、少年の更生、教育のために保護という観点から調査しているので、付添人が付かない場合でも、そのために偏った結論になって、少年の将来にとって不利益となるという

ようなことはない。やはり少年院送致になるような事件では、付添人に付いて もらうのが望ましいが、実際には弁護士の数の問題から難しいのではないかと 思う。

- 被害者のことをあまり考えてくれていないのではないかとの意見だが、裁判 所としては少年審判の運営に当たって、被害者の立場には十分配慮した手続の 進行をしているつもりである。
- 記録の開示については、全部開示しているわけではない。少年のプライバシー、情操の保護ということも重要なので、被害者側の損害賠償請求等に必要がない場合は一部開示としている。
- 被害者の痛みが少年に十分伝わっていないのではないかということだが、調査官も裁判官も内省を深めるように一生懸命働きかけているというのが実情である。
- 調査官と裁判官は十分議論できているのかということだが、ケースに応じて 十分な議論を行っている。
- □ 裁判所に送致されてから処分が出るまでの審理期間は、裁判所としてなるべく短期間に処理するよう努力していると思うが、ビデオの試験観察の例などは、時間をかけた方が良い処分ができる場合である。被害者側のことをよく考えない少年に対しては、審判の席上で被害者に対する内省を深めるように働きがけを行っている。裁判所の審判だけが教育ではなく、捜査から裁判所の審判を経て、その後の保護観察あるいは少年院送致全体を通した過程が教育であると考えている最近では少年院でも、被害者のことをよく考えるカリキュラムを、意識的に取り入れて、被害者の保護者を少年院に呼んで、少年たちに話を聞かせるというようなことをやるところあると聞いている。調査官は全件調査であるから、裁判官と調査官がディスカッションするのは不可欠である。調査票だけ出してそれで終わりということではないと思う。
- ビデオの両親は、子供の更生についても家庭のことについても、自分たちに

問題があったということでの、前向きなとらえ方で進んでいるが、実際には子供より親の方に問題があるケースがあるのではないか。実際に調査官が家庭訪問したり両親と面談したりした中で、どうにもならないという事例があれば教えていただきたい。

- 少年の可塑性に比べて、4、50歳代の保護者の可塑性が弱くなっているのは当然のことである。特に、保護者が変われば少年が変わるのにとか、あるいは少年より保護者の方が指導が必要だなと感ずるケースは結構多い。平成13年4月の改正少年法の中に保護者に対する措置、つまり少年だけでなく保護者にもいろいろな指導や措置ができると明記された。従前から調査官活動の中で少年に対する働きかけだけではなく、保護者に対する働きかけも当然にしていたわけであるが、あえて改正少年法で明文化したこと自体が、最近の保護者の教育力、指導力が落ちているということの現れである。
- A少年B少年2人いた場合,行為自体はほぼ全く同じようなことをやったが, A少年は家庭環境がよく,保護者がしっかりしているから,社会内で何とか立 ち直れるであろうが,B少年はとんでもない親で一般社会では無理だというこ とで,例えば中等少年院送致とか,そういう例はあるのか。もしもあった場合, 少年院に送致されたB少年から見ると,心の底から更生しようという気持ちが わいてくるのか疑問がある。
- 傷害致死とか被害者が亡くなった場合、その被害者の家族や遺族が深く悲しみ、許せないということでマスコミを通じて少年審判、裁判所に対してアピールし、加害少年に対する処罰感情が極めて強い場合がある。それに対して、全く身寄りのいない人が傷害の結果亡くなったという場合では、検察官の役割が期待されるわけであるが、被害者の声を聞くというのも、実際なかなか難しいものがあるのではないか。成人の刑事事件でもそうだが、特に少年審判の場合、被害者の声を当然聞かなくてはいけないが、それを少年の処分の選択にどうつなげるかという問題点を考えていかなくてはならないのではないか。

- 最初の指摘で、やったことは全く同じなんだけども、親の監護能力の違いで結論が違うことがあるのかということだが、共犯者間の処分の均衡ということも、処分を考えるにおいて重要なポイントになる。したがって、行為は全く一緒なのに家庭環境が違うだけで、片方は少年院送致、片方は在宅処分というのはおそらくないのではないかと思う。共犯者でありながら結論が分かれていく時はやはり関与の程度が違う、主導的な方が少年院送致、従属的な方が在宅処分という形で違ってくると思う。共犯でない場合は、全く単独事件であれば、親の監護能力の違いで処分が分かれてくるのは当然あり得ると思う。そういう場合も、少年の行為自体や性格に問題があって、今のままでは同じことの繰り返しで少年のためにならない、社会に適応して生きていくためには少年院でしっかり勉強してくることが必要だということで、少年に対して動機付けを行っているものと思う。
- 弁護士の数の問題のことが出たが、弁護士会では扶助協会とタイアップして、 否認事件とか少年院送致が予想される事件などの場合には、申請があれば基本 的には付添人を付けるという態勢でいるので、遠慮しないで利用していただき たい。被害者の関係でも、弁護士会では「犯罪被害者救済センター」を立ち上 げており、弁護士が被害者に対して援助することや、その費用を扶助協会が出 すという制度もあるので、これを機会に認識いただきたい。

-	8	-
---	---	---